

答弁書第二号

内閣参質一五四第二号

平成十四年五月二十八日

内閣総理大臣 小泉純一郎

参議院議長 倉田寛之殿

参議院議員中村敦夫君提出米のカドミウム汚染に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

... ..

... ..

... ..

... ..

... ..

... ..

... ..

... ..

... ..

... ..

... ..

... ..

... ..

... ..

... ..

... ..

... ..

... ..

参議院議員中村敦夫君提出米のカドミウム汚染に関する再質問に対する答弁書

一について

米に含まれるカドミウムの調査は、農林水産省が調査対象者等の協力を得て実施したものであるが、平成九年産から平成十一年産までの米については、食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）に基づく食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）において定められている販売等が禁止される値である一・〇ピーピーエム以上の濃度に満たないカドミウムが検出された場合、同法上安全性の面で問題はないことから、その結果について公表する必要はないと判断し、調査対象者等に公表の了解を得なかったところである。

平成十二年産米の調査からは、情報公開の要請を踏まえて調査結果を公表することを前提に調査方法の見直しを行い、政府が買い入れた後に非食用に処理することとしている米のカドミウムの濃度の基準値である〇・四ピーピーエム以上のカドミウムが検出された場合には市町村名及び検出点数を公表することについて、あらかじめ調査対象者等の了解を得て調査することとしたが、検出数値については、調査対象者等から公表の了解を得ることは困難と判断し、公表しないものとして調査を実施したところである。

二について

お尋ねに係る事項のうち先の答弁書（平成十四年四月十九日内閣参質一五四第一七号）三について述べた調査結果以外のものについては、調査対象者等から公表の了解を得ていないため、答弁は差し控えた

い。